

「患者誤認防止」強化で 安心・安全な医療・介護に

12月は医療介護安全推進月間
患者さん間違い防止強化月間

職員も患者さんも
名前を確認
していますか?



ご協力よろしくお願いします

社会医療法人 同仁会

医療介護安全強化月間報告会

年々、医療や介護の安全に關する意識が高まる傾向にありま
す。同仁会グループでは、毎年
12月を「医療介護安全の強化月
間」と位置付けて、自分たちの
行っていることを振り返り、改
善につなげることで医療介護の
質を高めていけるよう努めてい
ます。

2015年度は1月29日に、
各事業所での取り組みについて
報告会を開催しま
した。79人が参加
し、9事業所から
報告がありました。
冒頭に、法人の
医療安全管理室
長の河原林副病院
長から、先日開催
された大阪民医連
の医師医療介護安
全大会の報告があ
りました。相手に
敬意を払った上
で、患者さん、職員と協力し
て、チェックリストでは防ぎき
れないアクシデントが防止でき
る、とお話でした。



▲コーディネーターをつとめて
いただいた黒田研二氏(関西
大学・人間健康学部教授)

障がいのある人も 高齢の人も 安心して住めるまちを

シンポジウム「みんなで考えよう 堺の地域包括ケア」

2月6日(土)、堺市役所会議室において、堺・介護1万人アピー
ル実行委員会主催による「みんなで考えよう堺の地域包括ケア」シンポ
ジウムを開催しました。このシンポジウムには堺市(高齢施策推進
課参事)、医師(開業医)、包括支援センター、ケアマネの4人のシ
ンポジスト、参加者144人と会場いっぱいのお話となりました。

初めに基調報告として、黒田氏
より「地域包括ケアの方向性につ
いて」お話しいただき、各シンポ
ジストより、地域包括ケアの課題
や取り組みの現状が報告されまし
た。課題として、連携の仕組みづ
くりが各分野から多く出され、介
護職の不足・制度や報酬上の課題
などが強調して発信されました。
会場から集めた質問用紙から
は、2017年4月からの地域総
合事業に関連し、「具体的な内容
を教えてください」「今までのサー
ビスは受けられないのか」「要支
援1・2の人達は不安を感じてい
る」など、多くの不安の声が出さ
れました。

今後はこの間集めた署名(24
79筆)を堺市へ提出し、介護事
業所や堺市との懇談会の実施や、
制度改善へ向けた取り組みを進
め、一方的なサービ
スの基準などを引き
下げないように求めて
いきます。
*堺市の新総合事業
(案) は下記の
「現場の視点か
ら」にも掲載して
います。



2015年度は1月29日に、
各事業所での取り組みについて
報告会を開催しま
した。79人が参加
し、9事業所から
報告がありました。
冒頭に、法人の
医療安全管理室
長の河原林副病院
長から、先日開催
された大阪民医連
の医師医療介護安
全大会の報告があ
りました。相手に
敬意を払った上
で、患者さん、職員と協力し
て、チェックリストでは防ぎき
れないアクシデントが防止でき
る、とお話でした。

各事業所の取り組みでは、外
来で患者さんにリストバンドを
装着してもらい、一目で個人が
特定できるようにした例。介護
分野では個人の持ち物を間違え
ないように、持ち物に名札をつ
け、声に出して申し送りをする
ことで、間違い防止に取り組ん
でいるなど、様々な報告が出さ
れました。

常に間違いが起こる可能性を
自覚し、患者さんや利用者さん
に安心して安全な医療介護を提
供できるよう、日々取り組んで
いきたいと思えます。

〈堺市による昨年末までの検討案〉

訪問型サービスⅠ (現行相当)	現行通りの基準・報酬
訪問型サービスⅡ (基準緩和)	無資格者 可 (報酬は現行の75%) 無資格者は6時間×2日間の研修
訪問型サービスⅢ (シルバー人材センター)	未定
訪問型サービスⅣ (ボランティア主体)	1ヶ所 月2万円 (基本額)の補助

通所型サービスⅠ (現行相当)	現行通りの基準・報酬
通所型サービスⅡ (基準緩和)	人員基準の緩和 報酬は現行の75%
通所型サービスⅢ	短期間(3ヶ月、1回延長可)で短時間
通所型サービスⅣ (ボランティア主体)	1ヶ所 月2万円 (基本額)の補助

平成27年4月の介護保険改悪によ
り、要支援1・2の方の訪問介護・通
所介護を介護保険の給付から外し、市
町村の「新総合事業」に丸投げする改悪
が進んでいます。堺市でも、平成29年
4月の開始にむけて事業の内容が検討
され、ほぼ内容が固まっています。

堺市は表のような基準緩和サービス
を進めようとしています。これ
らはサービス種別だけをそろえ
ることを目的にして、無資格者
サービスを並べたものです。堺
市は「現在利用している人は、
現行相当サービスになるだけだ
から」と不安を払拭しようとし
ますが、そんなことがいつまで
も続くとは限りません。基準緩
和サービスを設定する理由は、
安上がりなサービスに高齢者を
追い込み、費用を抑制するため
です。基準緩和サービスが導入
されると、事業所は低い報酬の
中でサービス提供の継続ができ
なくなるのが予想されます。

堺市は要支援サービス切り下げ案を検討

～堺市の新総合事業(案)～

(西第3地域包括支援センター)
また要支援1・2の方の給付に、一部
自費を導入する介護保険改悪が論議さ
れ、新総合事業が実施された1年後、平
成30年4月には要介護1・2の方にま
で広げようとしており、今回の新総合
事業でできた「劣化した基準緩和サー
ビス」が、要介護1・2の方々の生活に
も持ち込まれる事になりかねません。
横浜市や倉敷市のように現行サービ
スのまま総合事業移行する自治体もあ
り、あきらめず、堺市に対し声を届け
る必要があります。

地域包括支援センターは、介護保険
法上、要支援1・2の方のケア
プラン作成の唯一の事業所とな
るため(居宅介護支援事業所へ
の委託は可能ですが)、今回の
新総合事業での影響ははかりし
れないものがあります。包括は
「高齢者の総合相談窓口」と位
置付けられていますので、この
事業以外にも取り組んでいる課
題は山ほどあり、この制度改悪
に危惧しています。新総合事業
が高齢者を不安に追い立てる制
度にならないよう、しっかりと学
んで堺市に改善を求めていきま
しょう。

シリーズ
現場からの
視点
その12